

## 地区計画の区域内における行為の届出書（変更届出書）の郵送による提出方法

### 1. 提出方法

①届出者は、郵便局の「レターパックプラス」でそれぞれの提出窓口へ郵送してください。

※レターパックライトではありませんのでご注意ください。

（宛先）

#### 【都市計画課受付分】

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル6F

神戸市都市局都市計画課地区計画郵送受付担当

#### 【景観政策課受付分】

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル6F

神戸市都市局景観政策課地区計画郵送受付担当

#### 【まち再生推進課受付分】

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル6F

神戸市都市局まち再生推進課地区計画郵送受付担当

②「地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知書」郵送分の切手（63円）を必ず同封してください。

③郵送された書類の到着状況は郵便局HPの郵便追跡サービスでご確認ください。到着した書類の受付にあたり本市から連絡はしませんので、郵便追跡サービスで到着が確認でき、本市から連絡がなければ受付されたものと判断してください。

④郵送された書類に不備等がある場合は、届出書に記載された代理者（代理者がいない場合は届出人）に電話連絡をしますので、本市担当者からの修正等の指示に従ってください。

### 2. 「地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知書」の交付方法

届出書の処理終了後、同封された切手により代理者宛に適合通知書を郵送します。（代理者がいない場合は届出人）

### 3. その他留意事項

①郵送の費用は、届出者の負担をお願いします。

②郵送での届出の確実性を向上させるため、レターパックプラスでの届出をお願いしています。

③郵送事故等については責任を負えません。

④書類に不備等があった場合、受付・処理に時間を要することになるので、時間的な余裕を持った届出をお願いします。

⑤レターパックプラスの封筒左上部分に記載の表示が520になっているか確認してください。消費税増税前に購入したレターパックプラスは、510となっているので、不足した料金を補うため、10円切手を貼ってください。